

平成26年度第2回川崎市子ども・子育て会議教育・保育検討部会 議事録

日時：平成26年7月24日（木）18時30分から

場所：高津市民館 第1会議室

■出席者

委員	公益社団法人 川崎市幼稚園協会 会長	伊藤 夏夫 氏
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 施設部会保育協議会 会長	奥村 尚三 氏
	公益社団法人 川崎市医師会 副会長	片岡 正 氏
(部会長)	青山学院女子短期大学 教授	岸井 慶子 氏
	鎌倉女子大学短期大学部 教授	佐藤 康富 氏
	NPO 法人 グローイン・グランマ 代表	関 和子 氏
	川崎市地域療育センター準備室(社福 同愛会) 地域支援部長	地村 明子 氏
	田園調布学園大学みらいこども園 園長	長南 康子 氏
	株式会社 ぶどうの木 代表取締役	堀 晴久 氏
事務局	子育て施策部長	北 篤彦
	子育て施策部担当課長(子ども・子育て支援新制度準備担当)	相澤 太
	子育て施策部こども企画課担当課長〔子育て推進〕	大野 明子
	保育事業推進部保育課長	田中 眞一
	保育事業推進部保育課担当課長	奈良 真澄
	保育事業推進部保育課担当課長〔民間保育園指導調整〕	須藤 聖一
	保育事業推進部保育所整備推進担当課長(民間活用推進担当)	眞鍋 伸一
	待機児童ゼロ対策室担当課長	佐藤 佳哉

■配布資料

議事次第

席次表

川崎市子ども・子育て会議条例

川崎市子ども・子育て会議 教育・保育検討部会委員名簿

川崎市子ども・子育て会議 教育・保育検討部会事務局名簿

資料1 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み(検討状況)

資料2-1 パブリックコメント手続き資料「子ども・子育て支援新制度の施行に伴う保育の必要性の認定及び利用調整の基準の制定について」

資料2-2 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例のパブリックコメントの実施状況について

参考資料 パブリックコメント手続き資料「子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の制定について」

別添

- ・かわさきし子育てガイドブック(平成26年度版)
- ・「子ども・子育て支援新制度」利用者説明会のお知らせ

■議事

(開会にあたり、事務局より、9名の委員全員の出席を得ており、定足数を満たしているため、会議が成立する旨の報告がなされた。)

【議題】

1 「教育・保育の量の見込み」の検討状況について

【岸井部会長】 本日は、「教育・保育の量の見込み」の検討状況について、事務局よりご報告をいただき、それについて皆様のご意見を頂戴することになる。まずは事務局からご説明いただきたい。

(事務局より、資料1に基づき、量の見込みの算出、量の見込みに使用する人口推計、「教育・保育」の量の見込みの考え方(補正、利用者数の伸び)、「教育・保育」の量の見込み、確保策の考え方についての説明がなされた。)

【岸井部会長】 なかなか数字が複雑だが、量の見込みの考え方、補正の問題、確保策の考え方について、お気づきの点やご意見等があればお願いしたい。

【地村委員】 量の見込みにおける0～5歳児数が減少しているが、一部の区によってはかなり大規模な構想マンションが建つことが予想されていて、2、3年後にどんどん子どもが増えていくという感覚がある。そのあたりのことも考慮したうえでの見込みなのか。

【事務局】 マンション等の大規模開発の計画については落とし込んで推計しており、概ね本計画に反映されている。

【堀委員】 0歳児の保育ニーズの解釈において、育児休業が明けて保育の受け入れ先がないので0歳児から保育所に入れたいという心理が動いているとしている。1歳児の受け入れ先をしっかりと確保することで0歳児のニーズを落とすことができるという前提だが、実際には0歳児の保育のニーズは高い。また、1歳児の受け入れ先が確保されていないと、0歳児の保育ニーズは当面下がらないということになるが、そこも見込んでいかないといけないのではないのか。

【事務局】 川崎市では統計的に1歳児の待機児童が多い傾向にあるが、0歳児の待機児童もいるので、計画の中である一定のところまで考えを示していきたいと思っている。ただ、子育て支援における国の考え方の中に、育児休業制度の活用といった観点があり、これも計画で踏まえていかなければならない。双方の視点をもとに量の見込みの検討が必要であると考えている。

【地村委員】 下の子の育児休業中で4歳5歳などの兄弟がいる場合、その兄弟は保育園の対象外になってしまうのか。

【事務局】 ニーズ調査に基づいて量の見込みを行っており、ニーズ調査では上に兄弟がいるかどうかまでは把握していないため、実際の手続きとは切り分けて考えていかないといけない。

【事務局】 ニーズ調査では、個別の子どもを対象とした調査であるため、兄弟姉妹がいるかどうかは尋ねていない。兄弟姉妹のケースはニーズ調査で測るのではなく、個別の対応となる。

【堀委員】 ニーズ調査はあくまでもサンプル調査であって、兄弟姉妹の関係性まで把握できるほど精緻なものではないということだ。

- 【地村委員】 では、この文言のと通りの運用がなされるというわけではない、ということか。
- 【事務局】 はい。そのとおりである。
- 【堀委員】 少子高齢化に向けて、この問題は大きい。第2子、第3子も産み育てていかないと人口は増えていかない。少子化対策として、第2子、第3子も想定した子育て支援が必要であり、川崎市としてこれらのニーズをどう捉えるかは重要なのではないか。
- 【事務局】 これから検討していかなければならない重要な課題だと認識している。今回お示ししたのは、あくまでもニーズ調査をもとに算出したデータであり、今後これをもとに3月までに施策や取組を検討し、計画を策定していく。あくまでもその根拠となるデータとして捉えていただきたい。この数字で見えていない部分も課題として捉え、行政としての取組の中で、自助、互助、共助の視点を踏まえて検討していきたい。
- 【地村委員】 何となくわかってはきたが、大事なところなので尋ねたい。なぜニーズ調査の結果に対してこういった補正がされたのか。
- 【事務局】 こういったニーズ調査では、「こういったものがあつたらいいですね」ということで、実際のニーズより高めの数字が出てしまう。今回補正として除いた数字は、現行の子育て中でも制度の活用がなくてもやっつけていける人なのではないかという仮定に基づき補正をしている。
- 【地村委員】 例えば、無業のひとり親世帯なら、こういった制度を利用しなくてもいいのではないか、という仮定ということか。
- 【事務局】 無業なら必要ないのかというと、必ずしもそうではないかもしれないが、働いていない場合は、同居家族がいるなど働かなくても生計が成り立っているという仮定のもとの補正である。当然、就業活動を始めた段階では支援が必要となるので、そういったことへの施策や取組の検討は必要である。
- 【地村委員】 ひとり親世帯の状況はもっと厳しいものである。養育が難しい親に対する保育があることで、その家庭の子どもが成長できることは実際にあることだ。そことは切り離れたデータによる量の見込みということか。
- 【事務局】 そういった家庭の状況はデータの中からは見えてこない。個別の状況での対応は、データの中で議論することは難しい。子ども・子育て支援は、教育・保育だけでなく、在宅児童、障害を持つ子どもへの支援など、アングルを変えて見ていくべき視点もある。数字で見えない部分については個別の議論として進めていきたい。可能な手段を検討していきながら、計画に落とし込めるところは落とし込んでいく。
- 【岸井部会長】 実際に入所できるかどうかは、基準や優先順位など細かいところに照らし合わせて見ていこうということだ。また、先ほどの堀委員の意見に関連することだが、先に行くと言げられないので0歳児で預けるという状況を加味して量を考える一方で、同時にいろいろなインフォメーションをこちらから出していくことが量に影響を与えるといった双方向の関係を考慮して動くということかだと思うが、いかがか。
- 【事務局】 はい。
- 【岸井部会長】 保育の質については、前々回の部会でも議論されたが、ハードの面と内容の面と両方で質を考えていかなければならない。認可外保育施設は、ある意味ハードの面ではクリアしていないのではないかという考え方もある。

- 【奥村委員】 実際に0歳、1歳、2歳児で行き場がなく、困っている保護者がいる。作っていただける施設は大事である。保護者側もしっかり見学して選ぶことが大切になる。情報化社会の中で、悪い噂が立つ施設はそれまでということになる。川崎市は多額の補助をきちんと出しており、川崎市としての目で安全な場所を確保していくことは大事である。一時しのぎで保育園をどんと増やすことに対して、運営の不安定さを懸念していたが、いいところは伸び悪いところはだめになることがわかった。それは認可外保育施設でも同じである。ただ、予想していたよりも早く児童の減少が始まるのに驚いている。これに対する保護者に対する説明は難しく、変に誘導しないように留意する必要がある。
- 【長南委員】 実際に乳児や幼児を持ちながら働きたいという母親は多いので、施設は必要である。ただ、待機児童解消、質の担保とどちらが上か下かという議論ではなく、両方同じような重みで進めていただきたい。そこが川崎市の子育て施策のいい面として表れるとよいのではないか。
- 【岸井部会長】 他にご意見がなければ、次の議題に移る。

2 その他

(1) 子ども・子育て支援新制度に係る基準条例等に関する状況報告について

・子ども・子育て新制度の施行に伴う保育の必要性の認定及び利用調整の基準の制定について

(事務局より、資料2-1の1頁目の子ども・子育て新制度の施行に伴う保育の必要性の認定及び利用調整の基準に関するパブリックコメントの募集要綱についての説明がなされた。その後、事務局より、資料2-1の2頁目以降の子ども・子育て新制度の施行に伴う保育の必要性の認定及び利用調整の基準についての内容に関する説明がなされた。)

- 【岸井部会長】 非常に細かく丁寧にニーズを拾っていけるシステムが作られているが、確認したい点がある。連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児の優先度を上げるということは、たとえば3歳になったら幼稚園に行くなどの路線変更は考えていないということか。優先度が高くなるということは、なるべく早い時期に施設に入れた方が有利であって、0～2歳児の保育ニーズが高くなることにつながらないか。
- 【事務局】 保育所そのままなのか、3歳からは幼稚園に行くのかなどは、あくまでも個々の選択による。
- 【岸井部会長】 個人の選択だとしたら、優先度を上げる必要はないのではないか。本当に保育が必要な人にはそれを確保しなければならないからという理由からか。
- 【事務局】 はい。
- 【堀委員】 認定された人の受け皿は基本作らなければならないという前提があるが、現実的にはこれが難しく、認可外施設もうまく利用しないとやっていけない。そうすると、保育の継続性、一貫性というところで、小規模保育などにおける切れ目が生じるところの見通しはどう立てているのか。
- 【事務局】 地域型保育事業には、小規模保育、家庭保育(保育ママ)、認可外施設、事業所内保育施設、居宅訪問などがある。居宅訪問は難しい事業だが、それも含めて、これらを必要とする保護者は確実にいる。川崎市としては、安心できる事業者の選定について内部で継続して検討している。

- 【堀委員】 ネットで探すベビーシッターの事件などもあったが、居宅訪問型は、他の保育サービスから落ちこぼれてしまうケースを拾い上げることができる事業である。居宅訪問型の認可により、それをしっかりとバックアップできる仕組みとして活用できるとよい。
- 【事務局】 時間がない中で、公定価格も早く決めていかなければならない。どのくらいの金額で運営が可能になるのか。しかし、それは居宅訪問型だけでなく認可施設についても同様である。
- 連携施設については、1対1、1対多数、多数対多数のいずれの形でもよいという国の方針が下りてきている。横浜市では既に連携保育事業が実施されているが、川崎市ではモデル事業さえまだ実施していない。新制度が始まると同時に連携の仕組みができるといいのだが、それができない場合を想定して、優先度を高めたいということだ。3歳になったら急に子ども受け入れ先がなくなったというのでは困る。
- 【奥村委員】 細かいことで恐縮だが、新制度における保育を必要とする場合の利用手順について、幼稚園の募集は11月だが、その前に1号認定がされなければならない。このスケジュールでは間に合わないのではないか。また、0歳、1歳の子どもを持つ母親たちは、ぎりぎりになって、入所させるか、させないかを決めなければならないし、職場復帰をするかどうか、職場との交渉などもある。2段階で構えてほしい。3歳以上の申込みと0歳～2歳の子どもの募集時期をずらすことはできないのか。
- また、個人情報の問題等もあるが、障害児の申請がもし本当に必要であれば早目に施設の方にご相談いただくことはできないか。その時にならないとわからないのでは、職員の配置等もあるので、遅い。時間的に余裕があれば職員の募集も早目かけられる。
- 入所希望日時点における1年、半年などの就労実績が調整指数となっているが、リストラや会社の倒産などの救済措置はないのか。
- 【事務局】 優先度において、生計中心者の失業に関しては、今回新たな調整指数として市長による特例が組み込まれている。
- 【事務局】 幼稚園の1号認定に関して、1号は前もって認定を受ける必要はない。入園申込後に入園の内定を経てから幼稚園に認定申請書を提出し、それを通じて区役所の認定となる。
- 【奥村委員】 それは幼稚園の話ではないか。こども園はどうなるのか。
- 【事務局】 こども園の1号認定は幼稚園と同じで、特例2号認定に関しては保育園と同じ流れとなる。
- 【奥村委員】 だとすると、こども園が一杯で入れないとすると、他にはもう入れないのか。
- 【事務局】 ただ、併願は可能である。
- 【事務局】 保育所とこども園の2号認定は同じ流れになる。
- 【奥村委員】 認定の時期はこれでいいのか。
- 【堀委員】 現行制度の幼稚園はこれまでどおりの仕組みで申請は不要であり、新制度に移る幼稚園のみ認定の申請が必要となるのではないのか。
- 【事務局】 そのとおりである。
- 【奥村委員】 では新しくこども園となるところは、全ての選考が終わるまで待っていてくれるということか。

- 【伊藤委員】 例えば、1号認定が70人、2号認定が30人の定員のこども園においては、1号認定での希望者が100人来たとしても70人しか受け入れられない。したがって、1号認定が多いという理由で30人の枠がなくなることはない。
- 【奥村委員】 その際に、定員割れや定員超過の場合はどうなるのか。
- 【事務局】 子どもの数は減少していく見込みなので、幼稚園は定員割れとなる場合も考えられる。定員超過であれば、選考となる。
- 【伊藤委員】 そういったことはしかたがない。我々は子どもが多い少ないといったところの経営は今まで長年やってきた。
- 【岸井部会長】 よろしければ先に進みたい。

・子ども・子育て新制度の施行に伴う関係条例のパブリックコメントの実施状況について

(事務局より、資料2-2に基づき、概要、意見募集の概要、意見提出件数、主な市民意見の説明がなされた。寄せられたパブリックコメントの内容及びそれに対する川崎市の考えについて、次回の部会において審議を行う予定である。)

- 【岸井部会長】 この内容については、よろしいか。
- 【堀委員】 他の自治体と比べて、川崎市は進み具合が遅いのではないか。新しい制度が多い中、事業者としては、方向性や具体的な施策を早く出していただかないと、どうしていいかわからない。横浜や東京にしても、いろいろな施策をどんどん出している。人材や(施設の)箱そのものの確保が難しくなるのではないかという懸念がある。

・制度説明会の実施について

(事務局より、別添の「子ども・子育て支援新制度」利用者説明会のお知らせに基づき、7月開催の説明会に関する説明がなされた。利用者向けの説明会は、今後も9月下旬から開催される予定である。事業者向けの説明会は、8月下旬に開催予定である。)

- 【岸井部会長】 説明会についてはよろしいか。
- 【地村委員】 説明会の案内、広報を具体的にどのように行っているのか。
- 【事務局】 パブリックコメントの実施の際に、同じタイミングで案内をしたのと、別添のチラシを区役所、市役所の窓口、児童福祉施設、幼稚園、認定こども園などで配布、掲示している。川崎市のホームページでも公開している。一部の新聞(東京新聞、毎日新聞)で報道発表資料として掲載している。

[閉会]

- 【岸井部会長】 よろしければ、以上で本日の部会を終了させていただく。
- 【事務局】 次回の部会は8月6日(水)18:30から本日と同じ会場(高津市民館 第一会議室)で開催する。
- 【岸井部会長】 これにて閉会とする。

以 上